

赤い羽根共同募金
令和3年度「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業
市町社会福祉協議会等活動推進事業 取扱要領

1. 助成対象団体について

県内の市町社会福祉協議会とする。

なお、学区・地区社会福祉協議会（以下「学区社協等」という。）についてもこれを対象とする。

2. 助成対象事業について

地域福祉活動の推進、向上を図るために必要となる車両、備品および機器類の整備について支援する。

なお、車両の購入については、申請の要件として、原則、次のいずれかに該当することとする。

①概ね15年以上経過、または15万km以上走行した車両の更新

②新たに開始する事業に必要な車両

③事故等による廃車などにより緊急的に必要となる車両

3. 助成額について

助成額は、対象事業費の1/2を助成するものとし、助成限度額は100万円とする。

4. 事業の実施について

助成対象事業は、助成決定通知日（令和3年9月予定）以降の事業着手とし、令和5年3月31日までに完了するものとする。（助成金の請求は事業完了後、かつ令和4年1月1日以降とする。）

5. 赤い羽根共同募金の明示について

赤い羽根共同募金は、その「使いみち」について、広く理解と共感を得ることが大切であり、そのためには、その助成事業の内容を寄付者や多くの住民に知っていただく必要がある。

こうしたことを踏まえ、事業を実施するにあたっては、購入備品等には必ず「赤い羽根共同募金の助成事業」であることを明示するとともに、ホームページや会報等により広報することとする。

6. 明示費用について

共同募金助成の明示（ペイント）費用については見積書の提示により、別途本会が負担する。車両については5万円、その他の設備・備品等については、3万円を上限とする。

7. 申請について

- (1) 別に定める『令和3年度「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業申請書』を本会事務局に郵送する。
- (2) 「学区社協等」において事業を要望する場合は、事業を担当する職員が次のとおり配置されており、機器類を適正に保管する場所があることとする。
 - ア. 事業を実施するために、整備した機器等を適正に管理する職員が配置されているものとする。
 - イ. 学区社協等については、他団体の職員が社会福祉協議会の業務を行っている場合も職員とみなすこととする。(例：〇〇市役所支所・公民館等)
 - ウ. いずれも、常勤職員、嘱託職員、臨時職員を問わない。
- (3) 申請書は、市町の社会福祉協議会が学区社協等の要望をとりまとめ、調整のうえ申請一覧を作成し、提出するものとする。
- (4) 申請書の提出期限は令和3年5月末までに本会に必着とする。

8. 助成金の決定について

- (1) 助成金は、配分委員会等の審議を経て本会が決定し、助成決定者に対し通知する。申請多数の場合は過去の受配状況も考慮する。
- (2) 必要に応じて、配分委員会委員によるヒアリング・現場確認の実施、また申請者にプレゼンテーションの実施を求める場合がある。
- (3) 学区社協等の事務手続きや精算等については、市町社会福祉協議会へ本会から決定通知をした後は、学区社協等が本会に対して直接、手続きを行うこととする。

9. その他

本助成事業の決定を受けたものは、本会が定める「助成事業実施の手引き(事務必携)」に基づき、適正な事業の実施と手続きを行うこととする。

10. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 大津市京町4丁目3番28号(滋賀県厚生会館内)

TEL 077-522-4304 FAX 077-522-4375

E-mail: info@shiga-akaihane.org HP: <http://www.shiga-akaihane.org/>